

法律事務員・弁護士のみなさまへ

～業務妨害シンポジウム～事務員にとって安心して働ける職場

第41回法全連全国交流会神奈川実行委員会企画

私たちの職場・法律事務所は、依頼者の権利を守るために積極的に紛争の真っ直中に入っていくこととなります。しかし、当事者間に既に感情的な対立があったり、一方が他方に対し暴力に訴えてくることで、生命・身体への危害を防ぐために相手から身を隠さなければならない様な事態だと、そもそも話し合いができるような状態ではないことも多々見られます。

事実、この横浜弁護士会内でも、法律事務所のドアを蹴破ったことで現行犯逮捕されたり、弁護士が殺人事件の被害者となってしまったのもつい最近の話です。そして、その標的は弁護士のみならず、そこで勤務する法律事務員もその対象になりかねないということになります。

そのため、法律事務所という職場で、安心して働いていくことができるようにするためには、日頃からどのようなことを心掛けたり、どのような行動を取るべきなのかを、横浜弁護士会の業務妨害対策委員会の弁護士をお招きして、具体例を示しながら、ディスカッション形式で話し合っていきたいと思っております。

皆さんの奮ってのご参加をお待ちしております。

記

日 時 平成23年9月16日(金)午後6時45分から2時間程度(予定)

場 所 横浜弁護士会館 5階大会議室 ABC

対 象 法律事務員及び弁護士(参加費無料)

パ ー ト ナ ー 出田浩一弁護士(業務妨害対策委員会委員),法律事務員2名

☆ 法全連とは

法全連とは正式名称を「法律事務員全国連絡会」といい、1971年に「ひとりぼっちの事務員をなくそう」を合い言葉に結成され活動してきた全国規模の法律事務職員団体です。

この交流会は全国各地の同業者である法律事務員が各地の研修や企画などの活動、直面している仕事の不安など私たちの「今」を語り合い、交流する集会で、今年で40周年を数える節目の集会となり、11月12～13日ここ神奈川で開催されることになっています。(なお前日の11月11日には弁護士業務改革シンポジウムが開催されます)

今回のシンポジウムは、その交流会でのテーマの1つとして、神奈川から提案する「業務妨害対策」問題について、全国交流会での神奈川での対策状況等を発表する前提として、まず県内での取り組み等を話し合っていきたいと思っております。

お問合せ：第41回法全連全国交流会神奈川実行委員会事務局 高江洲 薫
電話 045-477-5821(新横浜法律事務所)メール houzenrenjimukyoku@gmail.com

